

建築士法第 27 条の 2 第 7 項に基づく  
令和 5 年度「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」  
開催のご案内

一般社団法人 岐阜県建築士事務所協会

本研修会は建築士法第 27 条の 2 第 1 項、および第 2 項に位置づけられた法定団体である、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、および一般社団法人岐阜県建築士事務所協会が、同じく建築士法第 27 条の 2 第 7 項に基づく研修として実施するものです。

建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に進めるうえで把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、新規に事務所登録する際、また 5 年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目指すことを目的としております。

管理建築士については所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくこととなります。また、建築士でない開設者にとっては法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ唯一の機会となります。

この機会に、ぜひとも本研修を受講されますよう、ご案内いたします。

#### 1. 日時・会場・定員

| 日時   | 会場                                      | 定員  |
|--|---|-----|
| 令和5年12月19日(火)<br>【受付】 9:00 ～ 9:20<br>【講習】 9:20 ～ 15:35 | OKBふれあい会館 3階 301中会議室<br>岐阜市藪田南5丁目14番53号 | 60人 |

#### 2. 主催者

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

一般社団法人岐阜県建築士事務所協会

#### 3. 受講対象者

岐阜県知事の登録を受け、令和6年度に更新登録を行う建築士事務所の開設者及び管理建築士  
令和5年1月から令和5年10月までに新規登録された事務所  
岐阜県内の建築士事務所開設者及び管理建築士、その他本講習会の受講を希望する方

#### 4. テキスト

『建築士事務所の経営と展望』 ※研修会当日、配布いたします

## 5. 受講料

岐阜県建築士事務所協会会員 9,000円

会員外 13,500円

(消費税込み、テキスト代を含む)

## 6. 申込締切日

令和5年12月12日(火)

※定員60名に達し次第締め切ります

## 7. 申込方法

下記口座に受講料をお振込み後、「受講申込書」と「受講料の振込票の写し」をFAX、またはメールにて、事務局へ送信ください。

申込締切後、申込書に受講番号を記入し、受講券としてFAXまたはメールで返送いたしますので、当日必ずご持参ください。

FAX申込： 058-277-9212

メール申込： gifu-jimukyo@gaaf.or.jp

### 【受講料振込先】

岐阜信用金庫 六条支店 普通 0247712

一般社団法人岐阜県建築士事務所協会 シヤギフケンケンチクジムシヨキョウカイ

※振込手数料は各自ご負担ください

※当日欠席された場合、受講料は返金できませんが、後日テキストを送付します。

※講習日の5日前までに受講券届いていない場合は、お手数ですが協会までお問い合わせください。

※一度納入された受講料は、定員を超えた場合を除き返金いたしませんのでご了承ください。

### 《インボイスについて》

事業者名：一般社団法人岐阜県建築士事務所協会

登録番号：T7200005000043

受講料について：10%対象

一般受講料：13,500円(税込)(消費税：1,227円)

会員受講料：9,000円(税込)(消費税：818円)

銀行振込をご利用の場合、控えをもって領収とさせていただきます。

適格請求書(インボイス)の保存に際しては、受講申込書と併せてこちらの内容を保管下さい。

## 8. CPD 認定

本研修会は、CPD 制度認定講座として申請予定です(5単位予定)

## 9. 受講証明書

受講修了者には「受講証明書」を交付いたします。代理者の受講は認められません。

## 10. 講習当日の持ち物

受講券、昼食、筆記用具

## 11. 注意事項

本研修会は法定講習(建築士法第22条の2に基づく「建築士定期講習」及び同第24条第2項に基づく「管理建築士講習」)ではありませんが、講師には岐阜県建築指導課より、県建築行政における BIM 発注等最新情報をお話いただける予定です。

## 12.問い合わせ先

一般社団法人岐阜県建築士事務所協会  
 岐阜市六条南2丁目13番2号  
 TEL:058-277-9211 FAX:058-277-9212  
 MAIL:[gifu-jimukyoo@gaaf.or.jp](mailto:gifu-jimukyoo@gaaf.or.jp) URL:<http://www.gaaf.or.jp/>

### 【時間割】

|                      | 内容   | 講師                |
|----------------------|--|-------------------|
| 9:00～9:20            | 受付   |                   |
| 9:20～9:25            | あいさつ   | 協会 役員             |
| 9:30～10:30<br>(60分)  | 第1章 建築士事務所の責務と業務(P1～P28)<br>第2章 これからの建築士事務所経営(P29～P66) | 岐阜県都市建築部<br>建築指導課 |
| 10:30～10:40          | 休憩(10分)  |                   |
| 10:40～12:00<br>(80分) | 第3章 建築士事務所の業務の新しい動向(P67～P160)<br>法令編(P205～P285)        | 岐阜県都市建築部<br>建築指導課 |
| 12:00～13:00          | 休憩(60分)  |                   |
| 13:00～14:00<br>(60分) | 法令情報   | (株)ぎふ建築住宅センター     |
| 14:00～14:10          | 休憩(10分)  |                   |
| 14:10～15:20<br>(70分) | 第4章 トラブル対応とリスク管理(P161～P204)                            | (有)日事連サービス        |
| 15:20～15:35<br>(15分) | 受講証明書の交付   |                   |

一般社団法人岐阜県建築士事務所協会